

住宅用創エネルギー・省エネルギー 設備設置特別融資(個人向け)

兵庫県

兵庫県では、地球温暖化対策の取組として、CO₂ 削減に効果的な以下の設備の普及を図るため、金融機関と連携して設置資金を低利で融資します。

- ・住宅用太陽光発電設備（10kW未満）
- ・家庭用燃料電池（エネファーム）
- ・家庭用蓄電池（電気自動車充給電設備(V2H)含む）
- ・家庭用太陽熱利用設備（自然循環式又は強制循環式）
- ・内窓または複層ガラス
- ・家庭用ヒートポンプ式電気給湯器（エコキュート等）
- ・家庭用潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）
- ・家庭用潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）
- ・断熱化工事（外壁、屋根、天井、床、高断熱浴槽）
- ・省エネ化工事（冷暖房設備等※）※省エネラベル評価が5つ星の設備、LED照明、節水型トイレ

融資金利

0.8%

※融資金利以外に保証料等が必要となる場合があります。詳細は各融資機関へお問い合わせください。



融資対象者

- ① 自ら居住する新築・既築住宅に上記設備を設置する兵庫県民の方
- ② 当該設備の設置工事を融資機関の貸付申請書受理日以降に着手し、令和6年3月末までに融資を必要とする方
- ③ 融資金の償還が確実にできる見込みがあり、かつ、融資機関の定めるその他の融資条件を満たす方（各融資機関の審査によります）
- ④ （公財）ひょうご環境創造協会のうちエコ診断を過去1年以内に受診していることを、県が確認した方

融資金利

- 0.8%（融資期間を通じて固定）
※ 融資金利以外の保証料等は各融資機関にお問い合わせ下さい。

融資条件

- ① 融資額（複数の設備を設置する場合はその合計額）
1件当たり50万円以上500万円以内
※ 取扱可能な融資限度額は、融資機関により異なります。詳細は各融資機関でご確認ください。
- ② 償還期間 10年以内
- ③ 償還方法 元利均等月賦償還(毎月の均等償還)または、元利均等月賦償還と元利均等半年賦償還(ボーナスでの償還)の併用 ※融資額の一部を繰上償還することはできません。
- ④ 保証及び物的担保 保証は融資機関所定の条件とし、物的担保は原則として不要
※ 各融資機関にお問い合わせください。
- ⑤ 融資時期 融資対象設備の設置工事が完了したとき

受付期間

令和5年4月1日(土)～令和6年3月1日(金)までの間に融資機関にお申し込みください。
※ 融資目標額に達した場合などの都合で受付を締切ることがあります。